



のぶながくん

愛知県
大金星のまち

豊明市

◆ 事業者支援ガイド ◆



沓掛城址の桜



よしもとくん

愛知県豊明市
豊明市商工会

★ 補助制度のご案内 ★

【製造業】豊明市企業再投資促進補助金（常用雇用者数25人以上）

補助対象者	【共通要件】 ※新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）に対応 豊明市内において10年以上、かつ、愛知県内において20年以上立地し、以下の対象分野に該当する工場・研究所の新增設を行う企業（※柿ノ木工業団地に立地する企業は対象外）	
	【大企業】 ■投資規模要件 補助対象経費が25億円以上 ■雇用要件 常用雇用者数が50人以上	【中堅企業（従業員2,000人以下の大企業）・中小企業】 ■投資規模要件 補助対象経費が1億円以上 ■雇用要件 常用雇用者数が25人以上
補助率	8%以内	10%以内（みなし大企業は8%以内）
	（県と市の負担割合 県50%、市50%）	
工場等の対象分野	・自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連等 ・愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に基づく東尾張地域の集積業種（製造業に限る）	
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用（新增設に係る工場等建設費及び償却資産の取得費用）	
限度額	10億円	
申請期限	工事着手の30日前まで ※申請をご検討の場合は工事着手の3か月前までに必ずお問い合わせください。	
問合せ先：産業支援課 TEL 0562-92-8332		

愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に基づく東尾張地域の集積業種

産業名	日本標準産業分類上の業種名
輸送機械 関連産業	11繊維工業、16化学工業（161化学肥料、1624塩、165医薬品、166化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品を除く）、18プラスチック製品（別掲を除く）、19ゴム製品、21窯業・土石製品、22鉄鋼業、23非鉄金属、24金属製品、25はん用機械器具、26生産用機械器具、27業務用機械器具（274医療用機械器具・医療用品を除く）、28電子部品・デバイス・電子回路、29電気機械器具（2962医療用電子応用装置、2973医療用計測器を除く）、30情報通信機械器具、31輸送用機械器具、323時計・同部分品
繊維関連産業	11繊維工業、25はん用機械器具、26生産用機械器具、27業務用機械器具（274医療用機械器具・医療用品を除く）
電気・電子機器 関連産業	11繊維工業、18プラスチック製品（別掲を除く）、19ゴム製品、21窯業・土石製品、25はん用機械器具、26生産用機械器具、27業務用機械器具、28電子部品・デバイス・電子回路、29電気機械器具、30情報通信機械器具、323時計・同部分品
機械・金属 関連産業	11繊維工業、16化学工業（161化学肥料、1624塩、165医薬品、166化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品を除く）、18プラスチック製品（別掲を除く）、19ゴム製品、21窯業・土石製品、22鉄鋼業、23非鉄金属、24金属製品、25はん用機械器具、26生産用機械器具、27業務用機械器具、28電子部品・デバイス・電子回路、29電気機械器具、30情報通信機械器具、323時計・同部分品
健康長寿 関連産業	9食料品、10飲料・たばこ・飼料（105たばこを除く）、11繊維工業、12木材・木製品、13家具・装備品、14パルプ・紙・紙加工品、16化学工業（161化学肥料を除く）、18プラスチック製品（別掲を除く）、19ゴム製品、21窯業・土石製品、23非鉄金属、24金属製品、27業務用機械器具、28電子部品・デバイス・電子回路、29電気機械器具、30情報通信機械器具、31輸送用機械器具、323時計・同部分品、3297眼鏡（枠を含む）
新エネルギー 関連産業	11繊維工業、16化学工業（161化学肥料、1624塩、165医薬品、166化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品を除く）、21窯業・土石製品、22鉄鋼業、24金属製品、25はん用機械器具、26生産用機械器具、27業務用機械器具（274医療用機械器具・医療用品を除く）、28電子部品・デバイス・電子回路、29電気機械器具（2961X線装置、2962医療用電子応用装置、2973医療用計測器を除く）、30情報通信機械器具、31輸送用機械器具、323時計・同部分品
農商工 連携関連産業	9食料品、10飲料・たばこ・飼料（105たばこを除く）、11繊維工業、12木材・木製品、13家具・装備品、16化学工業、18プラスチック製品（別掲を除く）、24金属製品、25はん用機械器具、26生産用機械器具、27業務用機械器具（274医療用機械器具・医療用品を除く）、28電子部品・デバイス・電子回路、29電気機械器具（2961X線装置、2962医療用電子応用装置、2973医療用計測器を除く）、30情報通信機械器具、323時計・同部分品、3297眼鏡（枠を含む）
食料・飲料品 関連産業	9食料品、10飲料・たばこ・飼料（105たばこ、106飼料・有機質肥料を除く）、1431塗工紙（印刷用紙を除く）、1451重包装紙袋、1454紙器、18プラスチック製品（別掲を除く）（1831電気機械器具用プラスチック製品（加工業を除く）、1832輸送機械器具用プラスチック製品（加工業を除く）、1891プラスチック製日用雑貨・食卓用品を除く）、2114ガラス容器、241ブリキ缶・その他のめっき板等製品、2641食品機械・同装置、2645包装・荷造機械
住宅・建築物・ 同設備 関連産業	11繊維工業（116外衣・シャツ（和式を除く）、117下着類、118和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品を除く）、12木材・木製品（123木製容器（竹、とうを含む）を除く）、13家具・装備品、16化学工業（161化学肥料、1624塩、165医薬品、166化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品を除く）、18プラスチック製品（別掲を除く）（1831電気機械器具用プラスチック製品（加工業を除く）、1832輸送機械器具用プラスチック製品（加工業を除く）、1891プラスチック製日用雑貨・食卓用品、1892プラスチック製容器を除く）、1933工業用ゴム製品、21窯業・土石製品（2114ガラス容器、2115理化学用・医療用ガラス器具、2116卓上用・ちゅう房用ガラス器具、2142食卓用・ちゅう房用陶磁器を除く）、24金属製品（241ブリキ缶・その他のめっき板等製品、242洋食器・刃物・手道具・金物類を除く）

（令和7年4月1日時点）

【製造業】豊明市中小企業再投資促進補助金〔常用雇用者数25人未満〕

補助対象者	豊明市内において立地し、工場・研究所の新增設を行う企業（※柿ノ木工業団地に立地する企業は対象外） ■投資規模要件 補助対象経費が 3,000 万円以上 ■雇用要件 常用雇用者数が 25 人未満
工場等の対象分野	指定なし
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用（新增設に係る工場等建設費及び償却資産の取得費用）
補助率	5%以内
限度額	1,000 万円
申請期限	工事着手の 30 日前まで ※申請をご検討の場合は工事着手の3か月前までに必ずお問い合わせください。
問合せ先：産業支援課 TEL 0562-92-8332	



【製造業】豊明市(愛知県)21世紀高度先端産業立地補助金

【共通要件】 ※愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金に対応 以下の対象分野に該当する工場・研究所の新增設を行う企業			
補助対象者		【大企業】	【中堅企業(従業員 2,000 人以下の大企業)・中小企業】
	工場	■投資規模要件 補助対象経費が 50 億円以上 ■雇用要件 常用雇用者が 10 人以上増加	■投資規模要件 補助対象経費が 2 億円以上 ■雇用要件 常用雇用者が 5 人以上増加
	研究所	■投資規模要件 補助対象経費が 5 億円以上 ■雇用要件 なし	■投資規模要件 補助対象経費が 2 億円以上 ■雇用要件 なし
補助率	工場・研究所の 新增設	8% 以内	10% 以内(みなし大企業は 8%以内)
	既存の工場・研究 所内の設備を 一新等する場合	4% 以内	5% 以内 (みなし大企業は 4%以内)
工場等の 対象分野	航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、 先端素材関連、ナノテクノロジー関連、バイオテクノロジー関連等		
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用（新增設に係る工場等建設費及び償却資産の取得費用）		
限度額	100 億円（300 億円以下の投資額は 10 億円）		
申請期限	工事着手の 30 日前まで ※申請をご検討の場合は工事着手の3か月前までに必ずお問い合わせください。		
問合せ先：産業支援課		TEL 0562-92-8332（中小企業が工場を建設する場合）	
愛知県産業立地通商課		TEL 052-954-6372（上記以外）	



【全業種】豊明市社宅整備支援補助金

【要件】	【金額】
①従業員のために新たに賃借、新築により取得した社宅であること。 ②社宅に住む従業員が、市外から転入し、居住するものであること。 ③従業員が居住した月から対象年度の 12 月までに申請を行い、最初に到来する 1 月 1 日において引き続き従業員が居住していること。	賃貸：事業者が負担した家賃及び共益費 建築購入：取得に要する費用 (土地及び償却資産を除く) 1 戸あたり上限 10 万円 (1 補助対象者につき上限 100 万円)
問合せ先：産業支援課 TEL 0562-92-8332	



【全業種】豊明市都市緑化推進事業費補助金

【要件】	【金額】
<p>①市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落において、民有の敷地又は建物の緑化を進める事業</p> <p>②事業着手前に申請を行うこと。</p> <p>③緑化事業を行う敷地等について、他の法令等による緑化義務がある場合は、その義務の範囲内に限り、補助の対象としない。</p> <p>※当該補助金の申請をご検討の場合は、工事着手の前年度9月までに必ずお問い合わせください。</p>	<p>対象経費の1/2の額とし、次の条件の範囲内とする（限度額500万円）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化及び壁面緑化は、緑化面積に1㎡あたり3万円を乗じた額 ・駐車場緑化は、緑化面積に1㎡あたり2万円を乗じた額 ・空地緑化は、緑化面積に1㎡あたり1万5千円を乗じた額 ・生垣設置は、生垣の延長に1mあたり5千円を乗じた額
<p>問合せ先：都市計画課 TEL 0562-92-1114</p>	



【中小企業等経営強化法】先端設備等導入計画の策定

「先端設備等導入計画」は、中小企業・小規模事業者が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。この計画について豊明市より認定を受けた場合は税制措置等の支援措置を受けることができます。計画を策定する場合は、事前にお問い合わせください。

支援措置	内容
税制措置	認定計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税の特例措置を受けることができます。
金融支援	民間金融機関の融資に対する資金調達に際し、債務保証に関する支援を受けることができます。
予算支援	一部の補助事業において優先採択されます。
<p>問合せ先：産業支援課 TEL 0562-92-8332</p>	



信用保証料助成金制度

豊明市よりお申し込みの小規模企業等振興資金及び豊明市で認定を受けた愛知県経済環境適応資金サポート資金セーフティネット等により、愛知県信用保証協会へ支払った信用保証料の一部を助成（借換不可）

利用した融資制度	助成金額
<p>小規模企業等振興資金融資制度</p> <p>・小口資金 ・通常資金</p>	<p>保証協会に支払った信用保証額の60%</p> <p>又は10万円のどちらか低い額</p>
<p>経済環境適応資金融資制度</p> <p>・セーフティネット ・創業等支援資金</p>	<p>保証協会に支払った信用保証額の60%</p> <p>又は20万円のどちらか低い額</p>
<p>問合せ先：産業支援課 TEL 0562-92-8332</p>	



小規模事業者経営改善資金利子助成金制度

豊明市商工会より(株)日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金の融資を受けた方に対し、支払った利子の一部を助成

利用した融資制度	助成金額
<p>小規模事業者経営改善資金</p>	<p>融資を受けた日から1年間に支払った利子の1/2以内又は10万円のどちらか低い額</p>
<p>問合せ先：豊明市商工会 TEL 0562-93-6666 産業支援課 TEL 0562-92-8332</p>	



雇用支援

就職イベントを開催しています。出展企業としてぜひご参加ください。市ホームページ等で募集します。

<p>就職フェア in とよあけ (令和6年度：10月開催)</p>	<p>市内企業の採用及び市内での就職を希望する方への支援を目的として、ハローワーク名古屋南、豊明市商工会と共催で就職フェアを開催します。※中途採用のみ</p>
<p>問合せ先：産業支援課 TEL 0562-92-8332</p>	

立地に伴う主な関係法令一覧

	手続き	関係法令	内容	窓口	時期						
用地取得	開発行為の許可申請	都市計画法	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）を行う場合 <table border="1"> <tr> <th>区 域</th> <th>面積要件</th> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> <td>500㎡以上</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>全て</td> </tr> </table>	区 域	面積要件	市街化区域	500㎡以上	市街化調整区域	全て	県尾張建設事務所 市都市計画課	随時
	区 域	面積要件									
	市街化区域	500㎡以上									
	市街化調整区域	全て									
	市街化調整区域における建築行為等の許可申請	都市計画法	市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域で行われる、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設を行う場合								
	農用地区域からの除外申出	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内において工場・駐車場等を設置する場合（必ず事前に相談）	市農業政策課	市が設定する申出期限まで（年4回）						
	農地転用の許可申請	農地法	市街化区域及び市街化調整区域の農地に工場・駐車場等を設置する場合（必ず事前に相談）	市農業委員会	農業委員会が設定する申請期限まで（毎月）						
	農地転用の届出			市農業委員会	随時						
	森林開発の許可申請	森林法	地域民有林内において1ha以上の開発行為を行う場合 ※ただし太陽光発電設備の設置を目的とした場合は0.5haを超えるとき	県尾張農林水産事務所	随時						
	森林の伐採届		地域民有林内において森林の伐採を行う場合	市農業政策課							
雨水浸透阻害行為許可申請	特定都市河川浸水被害対策法	田畑など締め固められていない土地で500㎡以上の開発を行う場合	県尾張建設事務所 市土木課	造成工事着手前							
砂防指定地内の許可	砂防法	砂防指定地区域内で工作物の設置等を行う場合	県尾張建設事務所	随時							
宅地造成工事の許可	宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成工事規制区域内で宅地だけではなく森林、農地等を含む土地を造成するため、盛土・切土する場合（一時的な堆積も含む） （令和7年5月9日指定、運用開始）	県都市計画課 市都市計画課								
事後	土地取引の届出	国土利用計画法	一定面積以上の土地売買等の契約を締結した場合 <table border="1"> <tr> <th>区 域</th> <th>面積要件</th> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> <td>2千㎡以上</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>5千㎡以上</td> </tr> </table>	区 域	面積要件	市街化区域	2千㎡以上	市街化調整区域	5千㎡以上	市企画政策課	契約締結日を含めて14日以内
区 域	面積要件										
市街化区域	2千㎡以上										
市街化調整区域	5千㎡以上										
工事建設	建築確認申請	建築基準法	一定規模以上の建築物の新築・増改築等を行う場合	県建築指導課 市都市計画課 民間指定確認検査機関	随時						
	特定工場の届出	工場立地法	特定工場の新設・増設を行う場合 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">業 種</th> <td>製造業</td> </tr> <tr> <td>電気・ガス・熱供給業（水力・地熱・太陽光発電を除く）</td> </tr> <tr> <th>規 模</th> <td>敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上</td> </tr> </table>	業 種	製造業	電気・ガス・熱供給業（水力・地熱・太陽光発電を除く）	規 模	敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上	市産業支援課	90日前 （30日を目処に短縮可）	
	業 種	製造業									
		電気・ガス・熱供給業（水力・地熱・太陽光発電を除く）									
規 模	敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上										
公害防止に係る諸手続	大気汚染防止法	公害を発生するおそれのある施設を設置する場合	尾張県民事務所 環境保全課	60日前							
	水質汚濁防止法										
	騒音規制法	規制地域内で特定の施設を設置または工事作業を行う場合	市環境課	施設設置： 工事開始の30日前 建設作業： 作業開始の7日前 （起算日は工事開始の前日）							
	振動規制法										

※事前協議が必要な手続きについては、事前協議が整い、申請書類を提出した後、許可までに半年以上の期間を要するものもあります。
 ※この表は主な規制のみ記載しております。

★工場立地への支援★

企業立地ワンストップ窓口

豊明市では、工場などの建設を検討されている事業者様に対し、開発・建築、農地転用や補助制度の適用など様々な相談に要する時間を短縮し、事業者様の負担を軽減できるよう1か所の窓口で対応するワンストップ窓口を行っています。

対象条件

市街化調整区域内での立地を検討されており、下記の要件を提示していただける事業者様です。
①立地候補地 ②開発面積および建築面積 ③業種

注意事項

- ・本窓口は立地可能性についての情報提供を行うものであり、各種許可を保証するものではありません。
- ・相談内容によっては、ワンストップ窓口ではなく個別の対応となる場合があります。
- ・お急ぎの場合は、個別に各担当窓口へご相談ください。



問合せ先

産業支援課 TEL 0562-92-8332（事前にお電話にてご相談ください。）

★工場立地法上の特定工場について★

●工場立地法とは

工場立地法は、工場立地が周辺域の生活環境との調和を図りつつ、適正に行われることを目的として、生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合等、事業者が守るべき基準を定め（準則の公表）、一定規模以上の工場等（特定工場※）を新設又は変更する際に、事前に市町村へ届け出ることを義務付けています。

●特定工場とは

製造業（物品の加工処理業を含む）、電気供給業（水力・地熱発電所・太陽光発電所を除く）、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場であって、その規模が以下のいずれかに該当するものをいいます。

- 敷地面積 9,000㎡以上
- 建築物の建築面積の合計 3,000㎡以上

●特定工場に該当する場合の敷地面積の割合

特定工場に該当する場合は、敷地面積に対する以下の施設面積の割合が定められています。

	対象施設	面積率
生産施設	製造業における物品の製造工程等を形成する機械又は装置及びそれらが設置される建築物等	業種によって 30～65%以下（別表）
緑地	樹木が生育する区画された低木 又は芝その他の地被植物で表面が覆われている } 土地又は建築物屋上等緑化施設	20%以上
環境施設	噴水、池などの修景施設、屋外運動場、雨水浸透施設、太陽光発電施設など+緑地面積	25%以上

別表：敷地面積に対する生産施設面積の割合

	対象施設 / 業種	面積率
生産施設	製造業における物品の製造工程等を形成する機械又は装置及びそれらが設置される建築物等	下記のとおり
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30%
第2種	伸鉄業	40%
第3種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く）	45%
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	50%
第5種	でんぶん製造業、冷間ロール成型製造業	55%
第6種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く）及び高炉による製鉄業	60%
第7種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65%

●特定工場に該当する場合の緑地・環境施設面積の割合

平成30年度より緑地率の緩和をいたしました。

〈緑地〉

地域・区域	緩和内容	面積率
準工業地域	【改正前】20%以上 ⇒ 【改正後】10%以上	10%以上
都市計画法第34条12号区域	【改正前】20%以上 ⇒ 【改正後】5%以上	5%以上
工業系地区計画区域	【改正前】20%以上 ⇒ 【改正後】5%以上	5%以上
それ以外の地域	変更なし	20%以上

〈環境施設〉

地域・区域	緩和内容	面積率
準工業地域	【改正前】25%以上 ⇒ 【改正後】15%以上	15%以上
都市計画法第34条12号区域	【改正前】25%以上 ⇒ 【改正後】10%以上	10%以上
工業系地区計画区域	【改正前】25%以上 ⇒ 【改正後】10%以上	10%以上
それ以外の地域	変更なし	25%以上

●届出について

特定工場の新設又は変更をしようとするときは、工場立地法により、届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、新設又は変更をしてはならないとされています（準則に適合する場合、実施制限期間を30日を目途に短縮が可能）。

必要な届出

◆新設の届出（法第6条、施行令第1条、第2条）

特定工場を新設する場合は、届出を要します。

なお、用途の変更又は敷地面積もしくは建築物の建築面積を増加することにより特定工場となる場合も同様に届出を要します。

◆変更の届出（法第8条、一部改正法附則第3条）

○既存工場等（昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等）で特定工場の規模を有するものが、昭和49年6月29日以後に下記1～5に係る変更（工場の新設、スクラップ&ビルド等）を行う場合は届出を要します。（一部改正法附則第3条）

1. 製品 2. 敷地面積 3. 建築面積 4. 生産施設面積 5. 緑地及び環境施設的面積並びに配置

○新設の届出又は上に述べたような届出をしたものが、その後さらに変更をする場合もそのたびごとに届出を要します。（法第8条）

◆変更の届出を要しない軽微な変更（法第8条、一部改正法附則第3条、施行規則第9条）

- ①生産施設、緑地又は環境施設的面積並びに環境施設の配置の変更を伴わない建築面積の変更
- ②生産施設の修繕による面積の変更であって、その修繕に伴い増加する面積の合計が30㎡未満のもの
- ③特定工場に係る生産施設の撤去
- ④特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の増加
- ⑤緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、それぞれの面積の減少を伴わないもの（周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）
- ⑥特定工場に係る緑地の削減によるその面積の変更であって、当該削減によって減少する面積の合計が10㎡以下のもの（保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る。）

※氏名・名称・住所の変更及び地位の承継が行われた場合も届出を要します。

※法人の場合、代表者の変更は届出を要しません。

問合せ先：産業支援課 TEL 0562-92-8332



★ その他の工場等支援について ★

名称	対象施設	主たる要件
集積業種 該当判定会	都市計画法第34条第12号又は、愛知県開発審査会基準第11号第2項を要件とした開発行為等の許可には、愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に基づく集積業種に該当することが必要となります。集積業種への該当性については、産業支援課を窓口として愛知県の判定会に諮ります。 判定会：月2回開催	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域の面積又は敷地面積が3,000㎡以上であること。 敷地の主たる出入口が面する道路幅員は9m(1ha未満にあつては6m)以上とすること。 申請地の規模はその事業計画に照らし適正なものであり、5ha未満であること。 指定集積業種に該当する旨の回答を受けた日から3年以内に開発行為等の許可申請できるもの。
技術先端型 業種該当 判定会	都市計画法第34条第14号の愛知県開発審査会基準第11号第1項に該当する施設として開発行為等の許可を受けるには、「地域振興のための工場等の技術先端型として認められる業種、製品及び加工技術」に掲げる業種(以下、先端技術業種)に該当することが必要となります。先端技術業種への該当性については、直接愛知県の判定会に諮ります。判定会のスケジュールは直接愛知県にご確認ください。	<ul style="list-style-type: none"> 申請地の規模はその事業計画に照らし適正なものであり、5ha未満であること。 技術先端型業種に該当する旨の回答を受けた日から、3年以内に許可申請できるもの。
大規模 行為届出 における 緑地率の 緩和	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく大規模行為届出制度は、一定規模以上の開発を行う際に「自然環境の保全」と「緑地の確保」を目的としており、「周辺地域の生活環境との調和」を図るための工場立地法とは異なる目的を持っています。 そのため、1haを超える開発を行う場合は、緑地率の緩和について愛知県との協議が必要となります。	<ul style="list-style-type: none"> 1ha以上の開発行為であること。 準工業地域、都市計画法第34条第12号区域、工業系地区計画区域での立地であること。

★ 豊明市内の企業・事業者の皆様へ ★

NEW★ 新しい補助金がありました。ぜひご利用ください!

● とよあけ事業者応援選べる補助金 ●

雇用確保、人材育成、販路拡大、経営革新を行った事業者に対し経費の一部を補助します。

補助
金額

対象経費の1/2の額
(限度額10万円)

補助
対象者

**中小企業基本法で定義された
小規模企業者、中小企業者**

対象
事業例

就職フェア等への出展、業務に関する資格取得、ホームページの開設、キャッシュレス決済導入



詳細はこちら



【問合せ先】産業支援課 企業支援係 TEL.0562-92-8332

★ 豊明市内の企業・事業者の皆様へ ★

移住支援金対象法人を募集しています！

東京圏の求職者が就職先を選ぶ際の 後押しとなります



移住支援金とは・・・

東京圏への一極集中の是正及び地域中小企業における人手不足の解消を目的に、東京23区等(在住者及び通勤者)から豊明市内に移住し、市内対象法人に就業した方に移住支援金を支給する制度です。

支給金額

対象法人が掲載する求人に応募すると移住者に対して、下記の金額が市より支給されます。

※対象法人の負担はありません。

単身:60万円、世帯:100万円(18歳未満の方一人につき100万円を加算)

※移住支援金以外に、東京圏内のキャンパスに在学する卒業年度の学部生が、豊明市内に移住し市内企業に就職する場合に、当該就職活動にかかった交通費等の一部を助成する「地方就職学生支援事業」もあります。該当の内定者にお伝えください。



移住支援事業・
マッチング支援事業の
詳細はこちら



地方就職学生
支援事業の
詳細はこちら

【問合せ】産業支援課 企業支援係 TEL.0562-92-8332

ふるさと納税の「お礼の逸品」を募集しています！

新たな販路拡大、自社製品やサービスを 全国に発信、費用負担なし

※代金振込にかかる手数料は除く。

例えば、こんなお礼の逸品を募集しています

- ・豊明市内で生産されたもの。(例 野菜、果物)
- ・豊明市内で製造、加工されているもの。(例 お菓子等の食品の詰め合わせ、掃除用品、ゴルフ用品)
- ・豊明市内で提供されるサービスで、豊明市と相当程度関連性のあるもの。(例 検診、店内飲食券)



登録料、サイト掲載料、配送料不要 (豊明市が負担)



詳細はこちら
(豊明市HP)



豊明市のお礼の
逸品一覧はこちら
(さとふるHP)

【問合せ】産業支援課 地域振興係(ふるさと納税事業担当) TEL.0562-92-8332

海外展開をお考えの方は、ぜひご利用ください！

海外展開をサポートします

日本貿易振興機構(ジェトロ)では、海外ビジネスの成功を目指す企業の皆様の「海外経済・貿易情報を入手したい」「貿易投資実務について知りたい」、「海外取引先を開拓したい」「海外進出をしたい」といったご要望に合わせた各種メニューを取り揃えているのでご利用ください。



詳細はこちら

【問合せ】日本貿易振興機構(ジェトロ) ジェトロ名古屋 TEL.052-589-6210

是非ともご検討いただき、お気軽にご相談ください。

★ 商工会事業者支援制度 ★



商工会 HP

小規模事業者の持続的発展を図ることを目的として、本会は小規模事業者の事業計画作成やその着実な実施を伴走的に支援します。また、技術の向上や新たな事業分野への挑戦、創業、事業承継への支援も行います。（当該支援を行う本会の事業計画は経済産業大臣に認定されています。）

★1 経営相談

〈エキスパートバンク事業〉

専門家を無料で派遣いたします！

適切な専門家を選定し、中小企業診断士、社会保険労務士、弁理士、技術士、ITコーディネータ等を無料で派遣して、経営課題に対して専門的見地から解決方法を検討いたします。

〈定例無料相談〉

相談内容	相談日	時間
税務相談	奇数月第1木曜日	9:00~12:00
金融相談	第3水曜日	13:00~16:00
弁護士による法律相談	随時	1件1時間程度 初回無料

〈その他支援〉

◆決算申告・記帳事務

記帳事務の省力化、的確な経営指導を目的に記帳のコンピュータ化を進めています。どんな小さな事業の方でも利用できます。

◆労働保険事務

労働保険事務組合を作って労働保険のわずらわしい事務処理を事業主に代わって提出するほか、労働保険の相談に応じています。

★2 補助金制度

小規模事業者持続化補助金 ※内容は変更になる場合があります 公募は不定期

概要	経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら行う、小規模事業者による創意工夫を凝らした地道な販路開拓等に要する経費の一部を補助
補助対象者	常時使用する従業員の数が下記の人数の事業者 ・卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業以外）5人以下 ・サービス業（宿泊業、娯楽業）、製造業その他20人以下
補助金額・補助率	補助上限額 50万円（補助率 2/3） 追記：条件によって上限額が変わります。
対象経費	新たな販促用チラシやホームページの作成等の広告宣伝、集客力を高める店舗改装、展示会出展、商品パッケージや包装の変更等

ものづくり補助金 ※内容は変更になる場合があります 公募は不定期

概要	経営向上に資する革新的な新製品・サービス開発や、試作品開発、生産プロセスの改善などを行うための設備投資等に要する経費の一部を補助
補助対象者	中小企業者 等
補助金額・補助率	補助上限 750万円～4,000万円 補助率 1/2（原則）
対象経費	機械装置費、システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費等



詳細はこちら

小規模事業者経営改善資金 ※内容は変更になる場合があります

融資対象者	商工会の経営指導を受けている小規模事業者（従業員20人以下※ただし商業サービス業の場合5人以下）
融資金額	2,000万円以内
返済期間	10年以内（措置期間：2年以内）
融資利率	年1.95%（固定金利 令和7年3月3日時点）※市の利子助成金制度があります。
保証人・担保	不要
融資機関	株式会社日本政策金融公庫



詳細はこちら

【問合先】 豊明市商工会 TEL 0562-93-6666

★お問い合わせ窓口

お問合せの内容	担当部署	電話番号
ごみの出し方、リサイクル、騒音・振動の届出など	環境課	0562-92-1113
道路、河川等の占用、承認工事、砂防、官民境界立会い、雨水浸透阻害行為など	土木課	0562-92-1116
開発許可、建築確認、屋外広告物、緑化工事補助、宅地造成区域内工事、都市公園の占用許可、土地区画整理、柿ノ木工業団地の開発に関する事など	都市計画課	0562-92-1114
国土法に基づく土地取引の届出、公拡法に基づく届出及び申出	企画政策課	0562-92-8318
下水道に関する事	下水道課	0562-92-1126
上水道に関する事	愛知中部水道企業団	0561-38-0030
農業委員会への申請、農業振興地域の確認、森林の伐採届	農業政策課	0562-92-8312
入札、請負契約	財政課	0562-92-8314
企業支援制度、商工業に係る各種助成制度など	産業支援課	0562-92-8332

★豊明市の統計資料

人口・面積

※令和7年1月1日現在

人口

総数：67,903人（男：34,478人 女：33,425人）
世帯数：31,343世帯
面積：23.22km²



商業の状況

※とよあけの統計（2024年版）

事業所数	従業員数	年間商品販売額
362件	3,437人	1,056億9,400万円

工業の状況

※とよあけの統計（2024年版）

事業所数	従業員数	製造品出荷額等
151件	6,131人	1,680億4,642万円

★豊明市への交通アクセス



電車でお越しの方

From Nagoya Station, Tokyo Station & Osaka Station

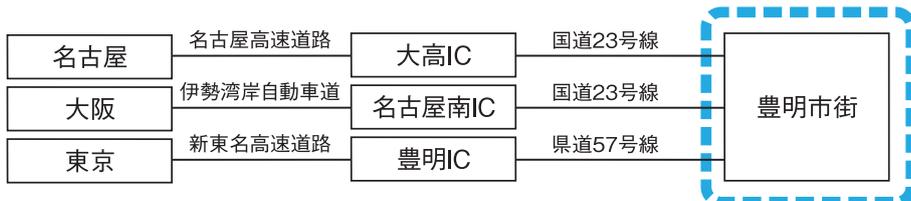


名古屋駅から
市内3駅
約20分



自動車・タクシーでお越しの方

By Car & Taxi



各インターからの
抜群のアクセスで
全国と接続

編集

豊明市経済建設部 産業支援課 TEL.0562-92-8332

〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1
発行：令和7年3月

E-mail: sangyo@city.toyoake.lg.jp
URL: https://www.city.toyoake.lg.jp/